

九頭竜川水系ダム洪水調節機能協議会

北川水系ダム洪水調節機能協議会

議事次第

日時：令和5年6月7日

WEB会議

1. あいさつ

福井河川国道事務所 事務所長 橋本 亮

2. 議事

- ・規約の改正について

3. 情報提供

- ・令和4年度の近畿地整管内における事前放流実施状況
- ・令和4年度の全国における事前放流実施状況
- ・利水ダムの放流施設の整備等に対する補助制度の概要

4. その他

- ・事前放流に関する報告様式等について

□構成員 一覧

協議会名称	構成員	委員 代理出席	所属	役職	氏名
九頭竜川水系ダム洪水調節機能協議会	農林水産省 北陸農政局 地方参事官	代理	農村振興部	洪水調節機能強化対策官	戸澤 康博
	農林水産省 北陸農政局 西北陸土地改良調査管理事務所長	代理	企画課	課長	美濃谷 茂次
	国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所長	委員			橋本 亮
	国土交通省 近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所長	委員			味田 悟
	国土交通省 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所長	代理		副所長	神後 雅文
	福井県 産業労働部 公営企業課長	代理	産業労働部公営企業課	主任	藤内 裕晃
	福井県 産業労働部 成長産業立地課長	代理	成長産業立地課	主事	水野 真佑
	福井県 農林水産部 農地保全整備課長	代理	農地保全整備課	主任	高橋 正幸
	福井県 土木部 河川課長	代理	河川課	主任	辻岡 孝彦
	福井市 企業局 上下水道事業部 水道施設課長	委員			細川 隆之
	勝山市 上下水道課長	代理	上下水道課	上水道係 係長	島田 真次
	永平寺町 建設課長	代理	建設課	参事	吉田 正幸
	永平寺町 上下水道課長	代理	上下水道課	課長補佐	池田 昌史
	電源開発株式会社 水力発電部 中部支店長	代理		支店長代理	奥村 裕史
	北陸電力株式会社 大野水力センター所長	代理	大野水力センター	課長（ダム水路担当）	平野 秀次
	気象庁 福井地方気象台 台長	委員			渡邊 真二
北川水系ダム洪水調節機能協議会	国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所長	委員			橋本 亮
	福井県 土木部 河川課長	代理	河川課	主任	辻岡 孝彦
	小浜市 産業部 上下水道課長	代理	産業部 上下水道課	部次長	河原 弘和
	若狭町 建設課長	欠席			
	若狭町 上下水道課長	代理	上下水道課	課長補佐	中村 伸也
	気象庁 福井地方気象台 台長	委員			渡邊 真二

九頭竜川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約 一部改正（新旧対照表）

改正後	改正前	備考
<p>第7条 2. 事務局は、<u>福井河川国道事務所河川管理課</u>が行う。</p> <p>別表1 <構成員> 福井県 産業労働部 <u>成長産業立地課長</u></p> <p>福井県 農林水産部 <u>農地保全整備課長</u></p>	<p>第7条 2. 事務局は、<u>福井河川国道事務所河川管理第一課</u>が行う。</p> <p>別表1 <構成員> 福井県 産業労働部 <u>企業誘致課長</u></p> <p>福井県 農林水産部 <u>農村振興課 農地保全活用室長</u></p>	<p>令和5年4月1日 組織改編による変更</p> <p>令和5年5月22日 組織改編による変更</p> <p>令和5年5月22日 組織改編による変更</p>

九頭竜川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「九頭竜川水系 ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、九頭竜川水系における、九頭竜ダム、真名川ダム、広野ダム、笹生川ダム、龍ヶ鼻ダム、永平寺ダム、榎谷ダム、浄土寺川ダム、雲川ダム、仏原ダム、鷲ダム、石徹白ダム、山原ダム、小原ダム、滝波ダムを対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 協議会には代理出席を認めるものとする。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条

1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、福井河川国道事務所河川管理課が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 この規約は、令和3年9月30日から施行する。
この改正は、令和5年 月 日から施行する。

別表 1

< 構成員 >

農林水産省 北陸農政局 地方参事官
農林水産省 北陸農政局 西北陸土地改良調査管理事務所長
国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所長
国土交通省 近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所長
国土交通省 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所長
福井県 産業労働部 公営企業課長
福井県 産業労働部 成長産業立地課長
福井県 農林水産部 農地保全整備課長
福井県 土木部 河川課長
福井市 企業局 上下水道事業部 水道施設課長
勝山市 上下水道課長
永平寺町 建設課長
永平寺町 上下水道課長
電源開発株式会社 水力発電部 中部支店長
北陸電力株式会社 大野水力センター所長
気象庁 福井地方气象台 台長

< オブザーバー >

経済産業省 近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長
経済産業省 中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 電力・ガス事業課長

北川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約 一部改正 (新旧対照表)

改正後	改正前	備 考
<p>第7条 2. 事務局は、<u>福井河川国道事務所河川管理課</u>が行う。</p>	<p>第7条 2. 事務局は、<u>福井河川国道事務所河川管理第一課</u>が行う。</p>	<p>令和5年4月組織 改編による変更</p>

北川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「北川水系 ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、北川水系における、河内川ダムを対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 協議会には代理出席を認めるものとする。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要なダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条

1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、福井河川国道事務所河川管理課が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 この規約は、令和3年9月30日から施行する。
この改正は、令和4年6月 1日から施行する。
この改正は、令和5年 月 日から施行する。

別表 1

< 構成員 >

国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所長

福井県 土木部 河川課長

小浜市 産業部 上下水道課長

若狭町 建設課長

若狭町 上下水道課長

気象庁 福井地方气象台 台長

< オブザーバー >

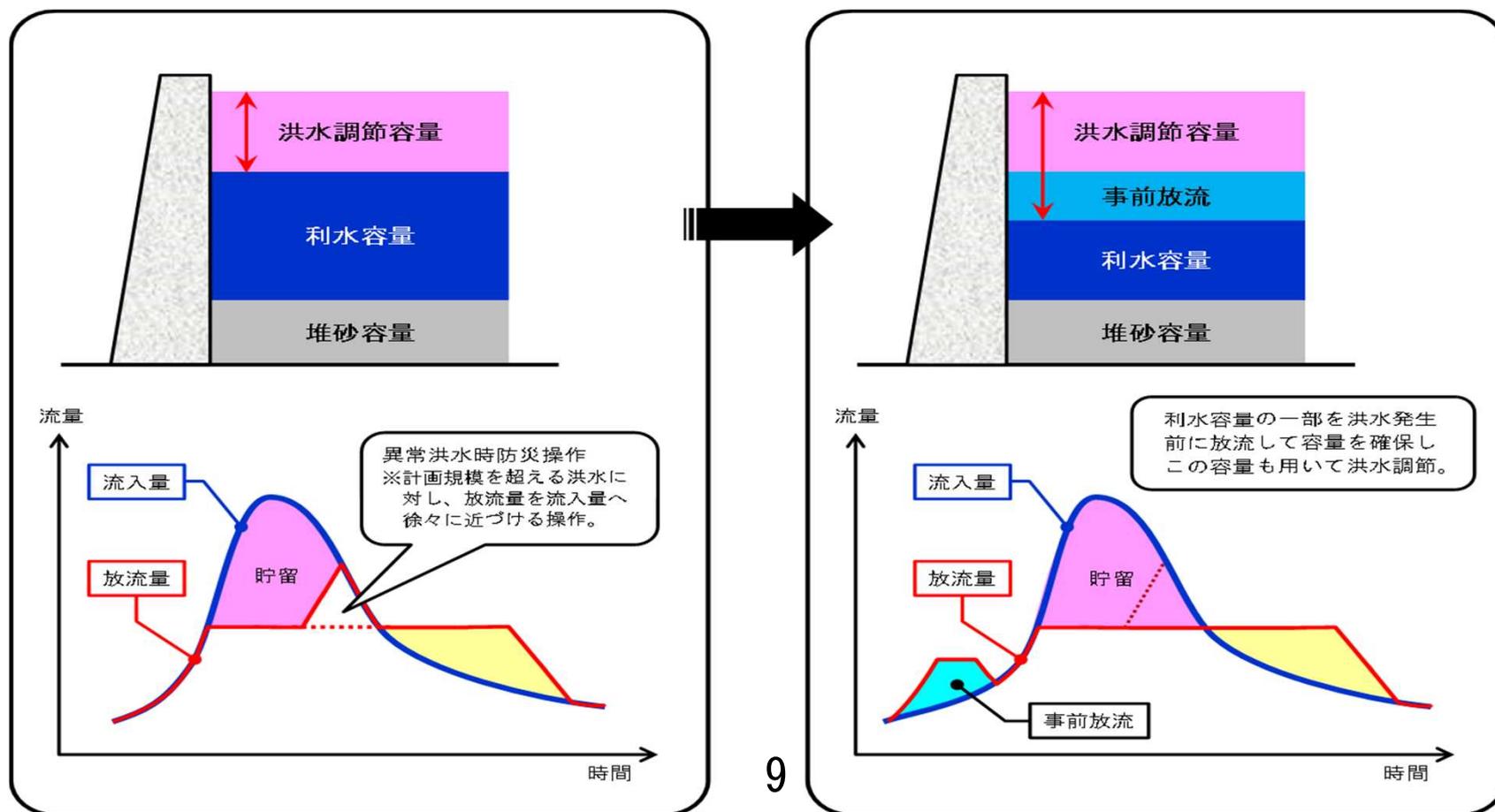
経済産業省 近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長

事前放流

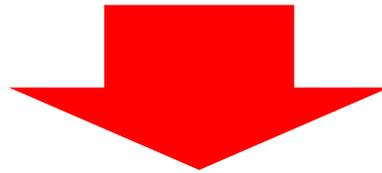
【事前放流とは】

事前放流は、治水の計画規模や河川(河道)・ダム等の施設能力を上回る洪水の発生時におけるダム下流河川の沿川における洪水被害の防止・軽減を目的とする。

■事前放流のイメージ



- 令和元年12月12日、「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」において「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」がとりまとめられた。
- 本方針を受け、令和2年1月21日に第1回協議の場を開催し、各水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者の協力のもと一体となって取り組むことを確認した。
- 第2回協議の場では、①各水系の治水協定を5月中に締結すること、②操作規程等は治水協定に基づき、速やかに変更・作成すること、③運用開始後も効果等を確認しながら必要に応じてさらなる改善に努めることを合意した。



- 令和2年5月29日付けで、近畿地整管内の全ての一級河川で、治水協定を締結。各水系で運用されているダムの洪水調節機能強化を推進するため、河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき、河川について水害の発生防止等が図られることとなった。

【設立の背景】

令和3年5月10日に「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」が公布され、既存ダムの事前放流をより効果的に実施する必要があることから、河川法改正により、利水ダム等の関係者が参画する「ダム洪水調節機能協議会」を創設し、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることとされた。

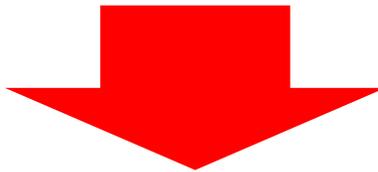
また、ダム洪水調節機能協議会が設立されたことにより、協議会構成員に協議に応じる義務、協議が調った事項について尊重する義務が生じ、より既存ダムの洪水調節機能の強化が図られる体制が整備された。

【協議会の目的】

協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者、関係行政機関の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

【協議会の実施事項】

- 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結した治水協定の見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要なとなるダムの操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。



●事前放流の実施体制、連絡体制を確立するとともに、各水系毎にダム洪水調節機能協議会規約等に基づき、出水期までにダム洪水調節機能協議会を開催する。ただし、上記の実施事項を遂行するために、必要に応じて協議会を複数回開催することは妨げない。

ダムの事前放流の実施状況

※10月19日時点

■令和4年台風14号による大雨に備えて、近畿管内の1級水系では、京都府、関西電力(株)が管理する3ダムで事前放流を実施した。

事前放流等実施ダム

【台風14号】 由良川水系

おおの
大野ダム(由良川)【京都府】

はたがわ
畑川ダム(畑川)【京都府】

わち
和知ダム(由良川)【関西電力(株)】

容量確保済みダム(1級水系)

【5月・梅雨前線】 新宮川水系

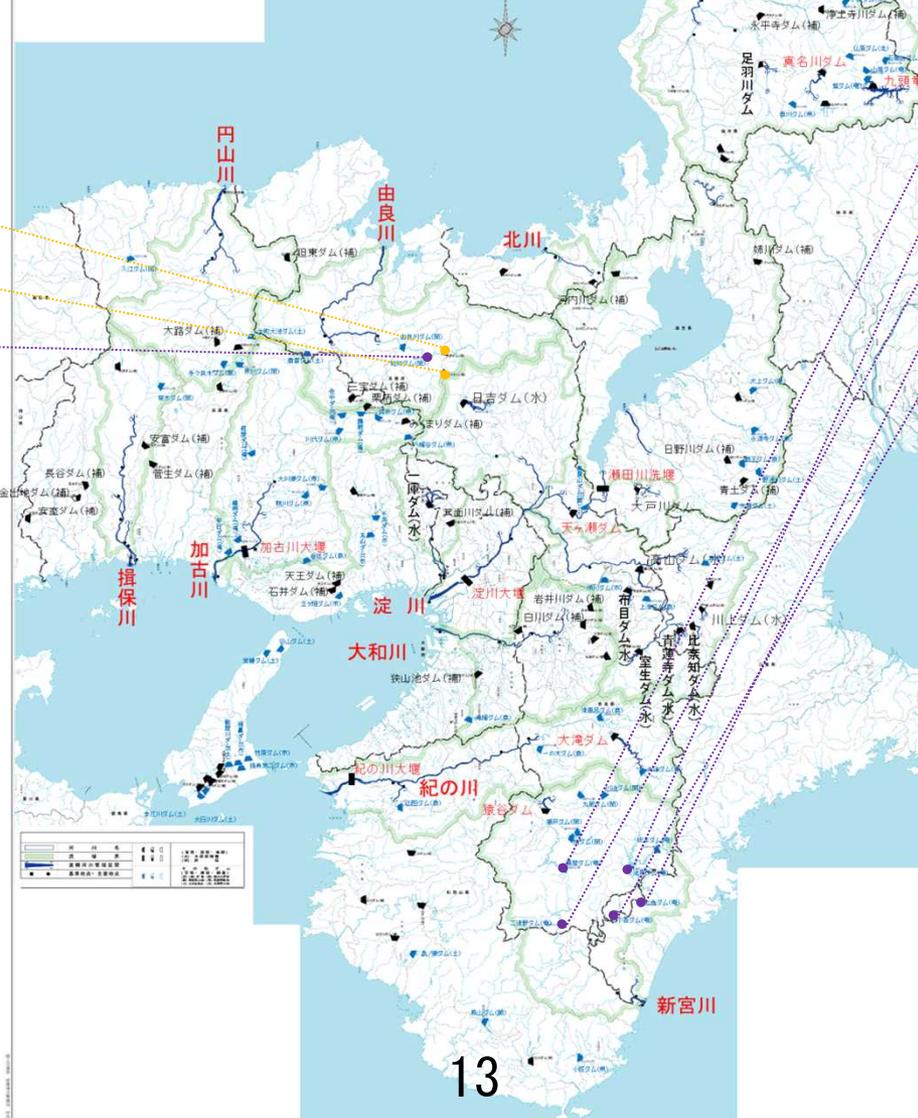
かぜや
風屋ダム(熊野川)【電源開発(株)】

いけはら
池原ダム(北山川)【電源開発(株)】

ふたつの
二津野ダム(熊野川)【電源開発(株)】

なないろ
七色ダム(北山川)【電源開発(株)】

こもり
小森ダム(北山川)【電源開発(株)】



凡例

- 国土交通省管理ダム
- 府県管理ダム
- 水資源機構管理ダム
- 利水ダム

令和4年度出水期は全国のべ162ダムで事前放流を実施！

～洪水に備え、既存ダムを活用し容量を確保～

令和4年度の出水期は、台風第14号で過去最多となる129ダムをはじめ、全国ののべ162ダムでの事前放流の実施により、約5.5億m³の容量を確保し台風等の洪水に備えました。

- 令和2年度以降、全国のダムで事前放流の実施体制を整えて洪水に備えています。
- 今般、令和4年度の出水期における事前放流の実施状況をまとめましたので、お知らせします。

＜令和4年度出水期における事前放流の実施状況（概要）＞

	令和4年度	(参考) 令和3年度
治水等多目的ダム	76ダム	66ダム
利水ダム	86ダム	56ダム
合計	162ダム	122ダム

【別紙資料】・令和4年度出水期における事前放流の実施状況（総括）

・事前放流の実施状況と利水ダム等による効果（球磨川水系、大淀川水系、小瀬川水系）

（参考）関連資料及び用語解説は、下記のホームページをご覧ください。

○既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam_kouzuichousetsu/

○既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam_kouzuichousetsu/pdf/kihon_hoshin.pdf

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 流水管理室

企画専門官 田中里佳（内線：35472）

水利・流水企画係長 本田真章（内線：35483）

代表：03(5253)8111 直通：03(5253)8449 FAX：03(5253)1603

令和4年度出水期における事前放流の実施状況(総括)

- 令和4年度の出水期においては、全国ののべ162ダムで事前放流を実施したことにより約5.5億m³の容量を確保し、洪水に備えた。(令和4年6月26日～令和4年9月22日)
- そのうち、利水ダムではのべ86ダムで事前放流を実施したことにより約2.9億m³の容量を確保。

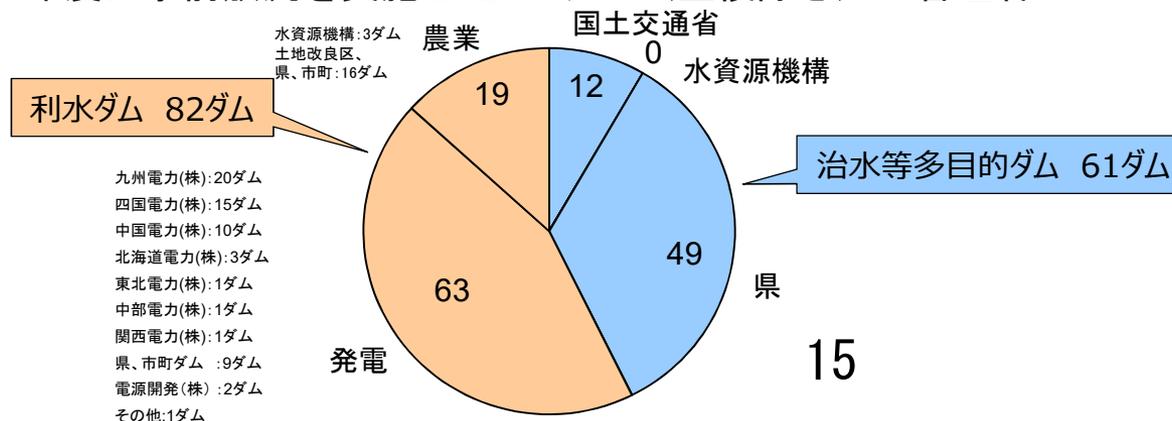
<令和4年度に事前放流を実施したダム数と確保容量の内訳>

11月30日時点

		令和4年度の主な降雨						合計 (ダム数の括弧書きは重複除きの数)
		7月14日から の大雨	8月3日から の大雨	台風第11号 (9月5日～)	台風第14号 (9月18日～)	台風第15号 (9月23日～)	その他	
治水等多目的ダム	ダム数	3	3	12	52	1	5	76 (61)
	確保容量(万m ³)	168	108	6,783	18,026	451	908	26,444【約2.6億m ³ 】
利水ダム	ダム数	2	4	1	77	0	2	86 (82)
	確保容量(万m ³)	58	3,721	407	24,648	0	54	28,888【約2.9億m ³ 】
合計	ダム数	5	7	13	129	1	7	162 (143)
	確保容量(万m ³)	226	3,829	7,190	42,674	451	962	55,332【約5.5億m ³ *】

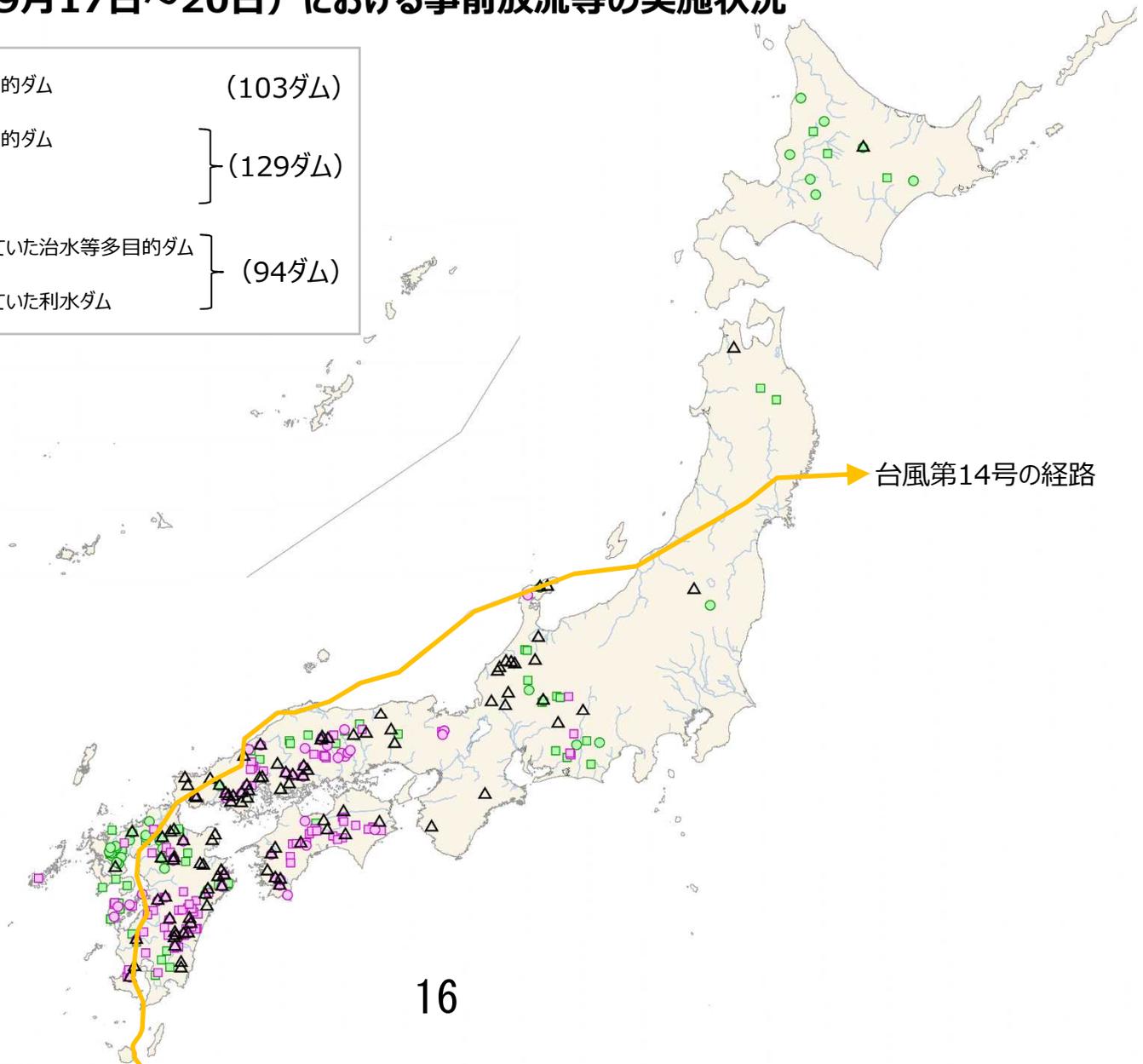
<令和4年度に事前放流を実施した143ダム(重複除き)の管理者>

※上記ののべ162ダム、約5.5億m³に加え、全国のべ194ダムですでに事前放流の容量を確保(約9.7億m³)



台風第14号(令和4年9月17日~20日)における事前放流等の実施状況

- △ 洪水調節を実施した治水等多目的ダム (103ダム)
 - 事前放流を実施した治水等多目的ダム
 - 事前放流を実施した利水ダム
 - すでに事前放流の容量を確保していた治水等多目的ダム
 - すでに事前放流の容量を確保していた利水ダム
- } (129ダム)
- } (94ダム)



台風第14号の経路

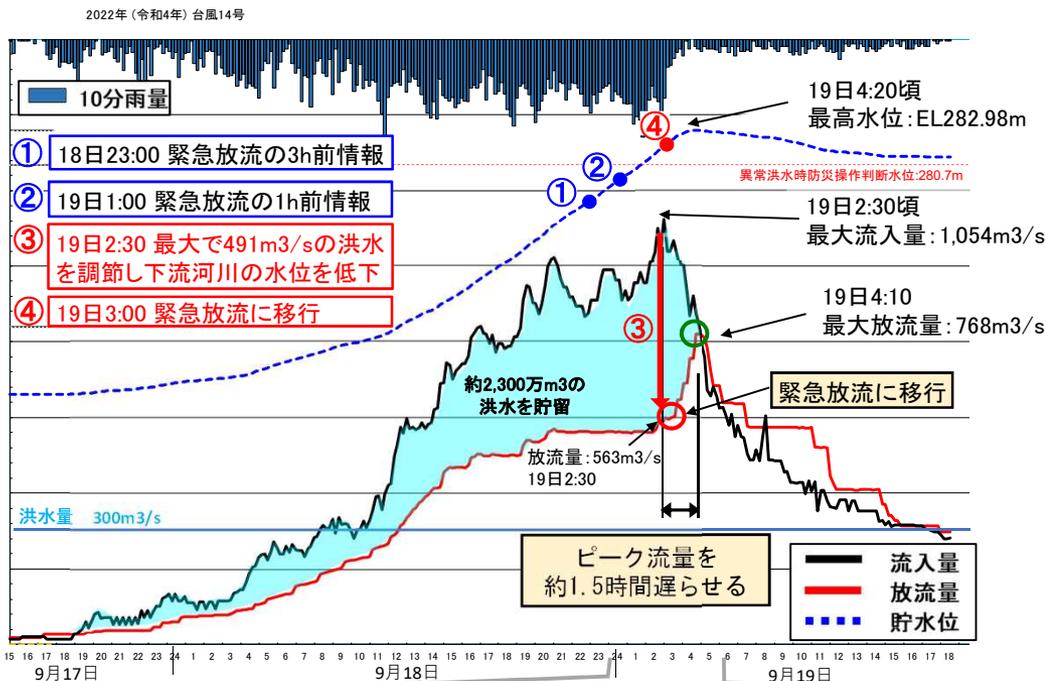
- 湯山雨量観測所において累加雨量949mmとなり、令和2年7月豪雨(517mm)を上回る降雨量を記録。
- 市房ダムでは、**通常の洪水調節容量1,830万m³に加え、事前放流により約470万m³の容量を追加確保**したため、大雨により緊急放流※に至ったものの、人吉地点のピーク水位を上昇させなかった。
- ダムの洪水調節により、ダムからのピーク流量の発生時刻を約1.5時間遅らせ、最大放流量を286m³/s低減することで、下流の多良木水位観測所で約90cm、人吉水位観測所で約20cmの水位低減効果があったと推定。

※ダムが満水に近づいたときに、放流量を流入量に近づけていき流入量と同程度の放流を行う操作のこと。

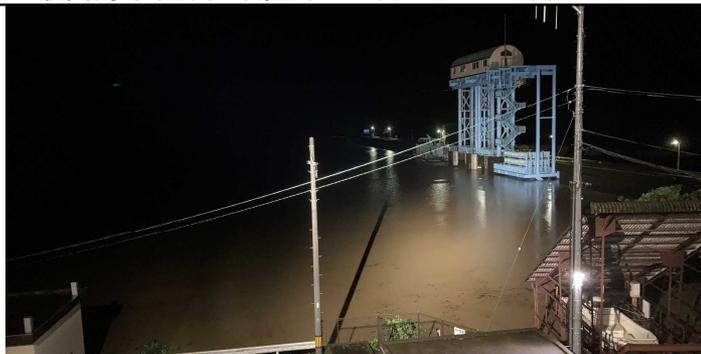
市房ダム洪水調節概要図



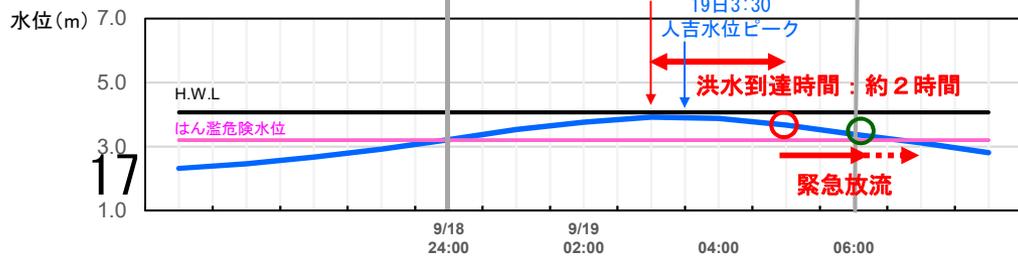
市房ダム洪水調節グラフ(雨量、貯水位、流入量、放流量)



最高貯水位頃の湖面状況9月19日3:40頃(EL.282.84)



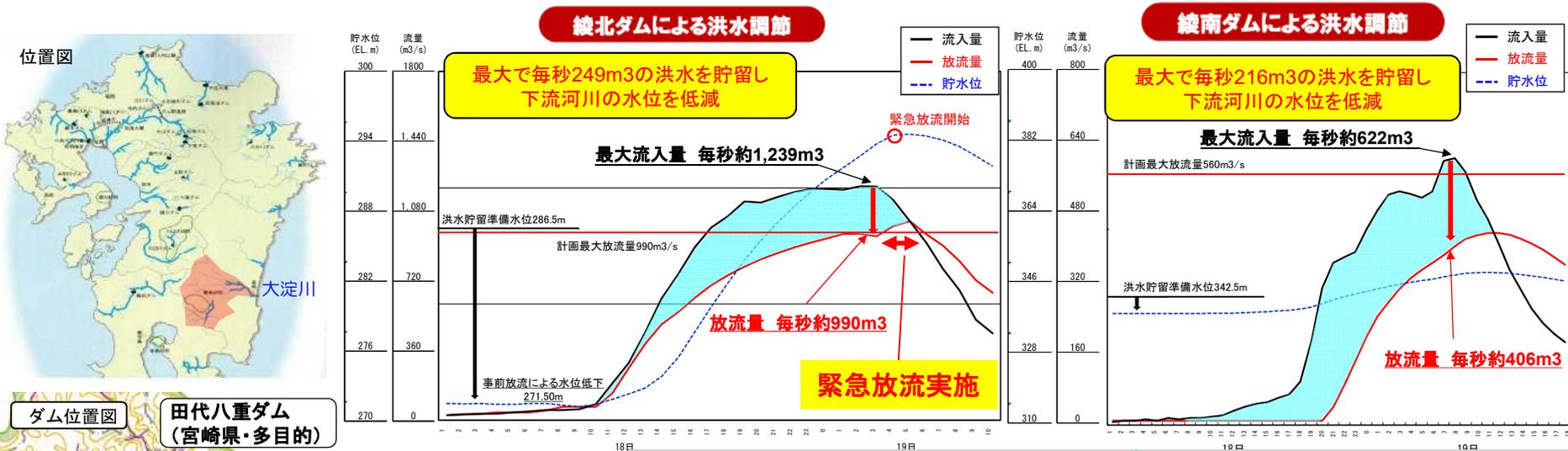
人吉水位



※数値等は速報値のため、今後の精査等により変更する場合があります。

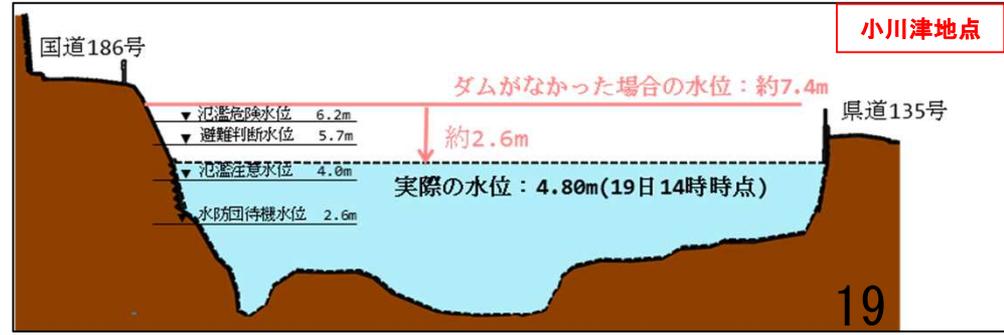
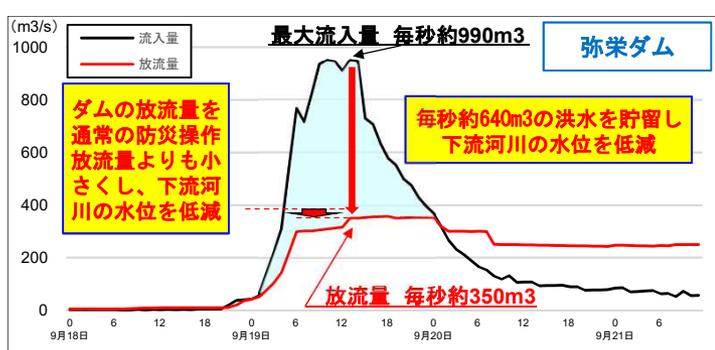
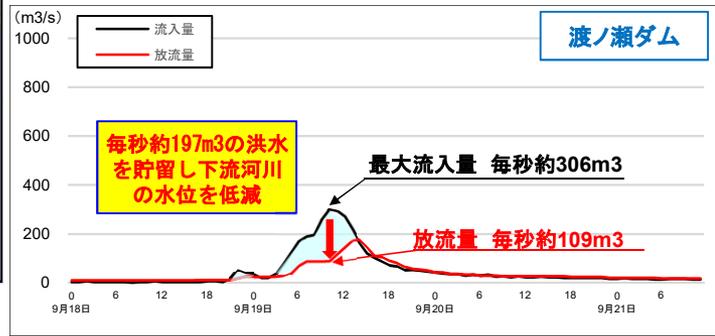
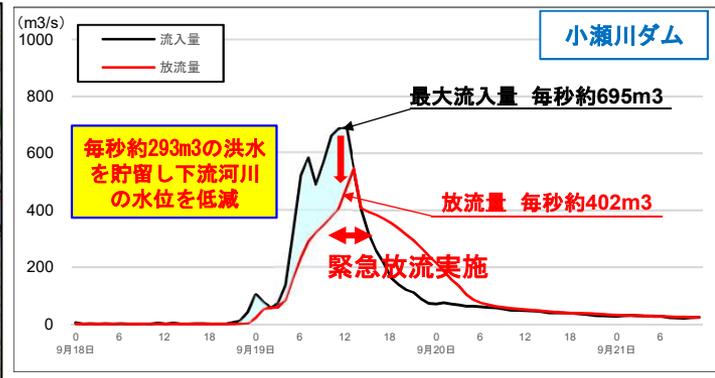
- 綾北ダム雨量観測所において累加雨量912mmとなり、平成17年台風第14号(1,121mm)に匹敵する降雨を観測。
- 本庄川上流4ダムでは、通常の洪水調節容量3,340万m³に加え、事前放流等により約1,210万m³の容量を追加確保し、洪水を貯留。
- 綾北ダムは緊急放流※に至ったものの、事前放流の実施により、最大放流量を低減し、緊急放流への移行を遅らせたと推定。
- 綾南ダムの洪水調節等により、嵐田地点で約30cmの水位を低減したと推定。

※ダムが満水に近づいたときに、放流量を流入量に近づけていき流入量と同程度の放流を行う操作のこと。



- 小瀬川流域では、流域平均累加雨量は377mmとなり、平成30年7月豪雨(369mm)に匹敵する降雨を観測。
- 小瀬川上流3ダムでは、通常の洪水調節容量6,640万m3に加え、事前放流により約650万m3の容量を追加確保し、洪水を貯留。
- 小瀬川ダムは緊急放流※に至ったものの、事前放流の実施により、最大放流量を低減したと推定。
- 3ダムの洪水調節等により小川津地点において、水位を約2.6m低減し浸水被害を防止したと推定。

※ダムが満水に近づいたときに、放流量を流入量に近づけていき流入量と同程度の放流を行う操作のこと。



※数値等は速報値のため、今後の精査等により変更する場合があります。

利水ダム治水機能施設整備費補助

令和5年度 募集要領

(令和6年度実施分)

■応募受付期間

令和5年4月10日(月) ～ 令和5年6月30日(金)
午後5時必着

■問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 沢田、生駒
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 合同庁舎3号館 1F
連絡先 Tel. 03-5253-8111 (内線 35-662、35-574)
03-5253-8453 (直通)

< 目次 >

I. 事業の概要

1. 背景・目的	1
2. 事業内容	
2. 1 補助対象事業	1
2. 2 補助対象ダム	1
2. 3 補助対象事業者	1
2. 4 補助対象経費	1
2. 5 補助金額	1

II. 事業の実施

1. 事業の公募について	
1. 1 公募手続き	2
1. 2 事業の評価・審査	2
1. 3 事業の採択	3
1. 4 複数年度にまたがる事業の取り扱い	3
1. 5 事業の変更	3
2. 補助金の交付について	
2. 1 交付申請	3
2. 2 交付における留意事項	4
3. 事業中及び事業完了後の留意事項	
3. 1 実績報告	4
3. 2 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等	4
3. 3 事業の効果等に係る報告	4
3. 4 アンケート・ヒアリングへの協力	4
3. 5 情報の取り扱い等	4

【別添資料】

利水ダム治水機能施設整備費補助（変更）申請書	別添 1
事業計画書	別添 1 別紙
利水ダム治水機能施設整備費補助実施フロー	別添 2

I 事業の概要

1. 背景・目的

ダムは、下流の河川改修を待つことなく上流で洪水を貯留し、下流全域の長い区間にわたって効果を発揮することができる、効果の大きな施設です。また、ダムは、施設の改良や運用の変更によって、短い期間で洪水調節機能を向上させることが可能であり、近年、水害が頻発化・激甚化する中、既設ダムを有効活用することの重要性が高まっています。

令和元年12月には、ダムによる洪水調節機能の早期強化に向け、関係行政機関の緊密な連携の下、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」を策定しました。この基本方針に基づき、全ての既存ダムで事前放流の実施方針等を定めた治水協定の締結等を行い、新たな運用を開始しているところです。

対象となった既存ダムの中には、治水機能を有していない利水ダムもありますが、予測降雨情報等により洪水の発生が予測された場合には、事前に貯水位を低下させ、利水容量の一部を洪水調節の目的に一時的に利用する事前放流によって、水災害の被害を軽減することとしています。

しかし、利水ダムは、発電等の目的のために高い貯水位で運用しており、事前放流に使用する放流管も小規模であることから、洪水調節のための十分な空き容量が確保できないダムもあります。

こうした状況を踏まえ、事前放流の強化を図り洪水調節機能を向上させることを目的に、利水ダム設置者が事前放流を行うために必要となる放流施設の整備等を行う場合に、当該整備に対して支援を行う補助事業を実施します。

2. 事業内容

2. 1 補助対象事業

利水ダム設置者が実施する放流施設の整備等（放流管の増設、洪水吐ゲートの改良等）であって、事前放流の強化による一定の治水効果が見込まれる事業を対象とします。

2. 2 補助対象ダム

一級河川又は二級河川に設置された利水ダムを対象とします。

2. 3 補助対象事業者

利水ダム設置者（民間事業者、地方公共団体、公営企業局等）を対象とします。

2. 4 補助対象経費

補助金交付の対象経費は、放流施設の整備等に関する経費（本工事費、測量設計費、用地費及び補償費）のうち、国土交通省が認める費用とします。

2. 5 補助金額

補助対象経費の1/2以内とします。ただし、都道府県知事が管理する区間に設置された利水

ダムの場合、当該区間を管理する都道府県知事が費用の一部を負担するものとします。

(予算の範囲内での補助となります)

II 事業の実施

1. 事業の公募について

1. 1 公募手続き

以下のとおり、補助対象事業を公募いたします。

■令和5年度応募受付期間

・令和6年度実施分

令和5年4月10日(月)～令和5年6月30日(金)午後5時必着

■応募書類

別添1の申請書に必要事項を記入するとともに、関係書類を一式揃えて提出して下さい。

■応募書類の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 合同庁舎3号館1F

国土交通省水管理・国土保全局 治水課 生駒

電話：03-5253-8111 (内線 35-574)

03-5253-8453 (直通)

■応募書類の提出方法

応募書類は、電子メールにて提出をお願いします。なお送付先アドレスは上記提出先まであらかじめお問い合わせください。紙または電子媒体(CD-R等)での持参、郵送(書留郵便に限る。)による提出を妨げるものではありません。

持参の場合、令和5年4月10日(月)～令和5年6月30日(金)まで午前9時30分から午後0時まで及び午後1時から午後6時15分まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

■特記事項

1級河川のうち都道府県知事が管理する区間又は2級河川に設置された利水ダムを対象とする場合、当該利水ダムが設置された区間を管理する都道府県と事前に調整した上で応募してください。

1. 2 事業の評価・審査

募集期間中に応募のあった事業については、以下の観点から評価・審査します。評価・審査の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等は、申請者に対して、必要に応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。

また、応募書類に虚偽の記載をした場合には、当該応募を無効とすることがあります。

<評価・審査の観点>

- ① 整備内容、事業工期、概算事業費等が妥当であること
- ② 事前放流の強化による一定の治水効果が見込めるものとして、事前放流開始後48時間以内に事前放流による洪水調節可能容量を約50万m³以上増加させるものであること
- ③ 事業完了後、ダムが適切に実施される見込みがあること（事業完了後の事前放流の実施について、操作規程に反映する予定であること等）
- ④ 住民避難等に資するためのダム情報の連絡体制が妥当であること
- ⑤ 河川管理者との「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」に基づく治水協定を締結している、または締結する予定であること。
- ⑥ その他必要と認められる事項

1. 3 事業の採択

事業内容の評価・審査を行い、事業採択の可否を決定し、事業主体に対し書面により通知します。その際、補助金額の予定額（当年度執行限度額）を通知します。

事業採択の通知後、補助金の活用を辞退することは出来ませんのでご注意ください。

1. 4 複数年度にまたがる事業の取り扱い

複数年度にまたがる事業の取り扱いは、次のとおりとなります。

- ・応募時にあらかじめ各年度の計画を提出していただきます。
- ・事業が採択された場合、次年度以降については、改めて応募いただく必要はありませんが、毎年度補助金交付申請を行っていただく必要があります。
- ・各年度計画の補助対象部分の出来高に応じて、各年度に補助が行われます。ただし、次年度以降の工事分については、次年度以降の予算の状況によるため、確定することはできませんが、予算の範囲内で優先的に補助金を交付することになります。
- ・従って、事業採択をもって次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意下さい。
- ・年度計画を途中で変更する場合（補助対象施設の変更を含む）は、速やかに協議を行っていただく必要があります。

1. 5 事業の変更

やむを得ず事業の内容等を変更する必要がある場合には、別添1の変更申請書に必要事項を記入するとともに、関係書類を一式揃えて提出して下さい。

2. 補助金の交付について

2. 1 交付申請

補助金の交付申請の手続き等については、利水ダム治水機能施設整備費補助交付要綱によるものとし、事業採択の決定通知時にお知らせします。

なお、申請に要する費用は申請者の負担とします。

2. 2 交付における留意事項

消費税及び地方消費税（「消費税等」といいます。）については、消費税等相当額から消費税仕入控除税額を減額した額を補助対象とします。

事業採択後であっても、国は交付決定するまでは本事業に関する補助金交付債務を負うものではありません。

なお、交付決定後に、応募書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合、交付決定を取り消すことがあります。

3. 事業中及び事業完了後の留意事項

3. 1 実績報告

事業の完了後、実績報告書の提出が必要となります。

また、工事が交付申請の内容に沿って実施されたことを確認するため、工事監理を実施した土木施工管理技士等の証明書の提出を求めることがあります。なお、当該証明書に係る費用が発生した場合であっても、当該費用は補助金としての申請ができませんのでご注意ください。

3. 2 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等

事業の完了後、実績報告書の提出を受け、必要に応じて関係資料の提出依頼及び現地検査を行う場合があります。また、本事業は会計検査院による検査対象となります。補助金の適正な執行及び補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に十分ご注意ください。

3. 3 事業の効果等に係る報告

補助事業者に対し、事業完了後、原則3年間（3年間で事前放流を実施しなかった場合等、特別な事情のある場合は、個別に定めるまでの期間）、補助を受けた放流施設等による事前放流量等に係る報告を求めるとします。なお、必要に応じデータの提供等についてご相談させていただくことがあります。

3. 4 アンケート・ヒアリングへの協力

本事業に関する調査・評価のため、事業完了後にアンケートやヒアリングにご協力いただくことがあります。

3. 5 情報の取り扱い等

利水ダム治水機能施設整備について広く一般に紹介するため、国土交通省のウェブサイト、パンフレット等に事業内容等に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、補助事業者等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

別添1

番 号
令和 年 月 日

水管理・国土保全局 治水課長 殿

申請者（利水ダム設置者）
（押印省略）

〇〇川水系〇〇川〇〇ダム
利水ダム治水機能施設整備費補助の（変更）申請について

標記について、別紙のとおり申請します。

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
<p>1. ダム及び流域の概要</p> <p>ダム及び流域の概要として以下の事項について記載するものとする。</p> <p>なお、流域の概要については対象となる河川の河川管理者に確認のうえ作成ください。</p> <p>1) ダムの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム名 ・位置図（1級河川に設置されたダムは、設置された場所が直轄管理区間または都道府県管理区間の別が分かること） ・ダム諸元 等 <p>2) 流域の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な洪水被害の概要 					

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

2. 放流施設の整備等の概要

(注1) 工事計画概要図を添付してください。

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

3. 事業工期

項目	工 程											
	令和〇年度				令和〇年度				令和〇年度			

(注1) 詳細の事業工程表を別に添付してください。

(注2) 詳細の事業工程表には、利水ダム治水機能施設整備費補助交付要綱第7条第1項第2号に規定する操作規程の変更について、河川管理者の承認を受ける時期を記載してください。

(注3) 申請者において当該事業と関連して行う事業（設備更新等）がある場合には関連事業の工程も記載してください。

4. 全体事業費

(単位：千円)

全体事業費	補助対象事業費 (※1)	補助対象事業費の内訳			補助対象外事業費 (※1)
		国負担 (※2)	申請者負担 (※3)	都道府県負担 (※4)	
A=B+C	B=a+b+c	a	b	c	C

(※1) 全体事業費を補助対象と補助対象外に区分する必要がある場合には、区分した算出根拠を記載すること。

(※2) 国負担の事業費は補助対象事業費 (B) の 1/2 以内 (千円以下切り捨て) を記載すること。

(※3) 補助対象事業費 (B) の 1/2 (千円以下切り上げ) を記載すること。

(※4) 都道府県管理区間に設置されたダムで事業を行う場合のみ、都道府県の負担額を記載すること。

(注1) 事業計画上の事業費を記載するものであり、上記負担額は確定したものではない。

※他の補助事業の適用がある場合の事業名称等	()
-----------------------	-----

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

5. 補助対象事業費の内訳

区分	施設名	補助対象事業費 (千円)	数量	令和〇 年度	令和〇 年度	令和〇 年度
〇〇事業						
合 計						

(注1) 補助対象事業費は、本工事費、測量設計費、用地費及補償費毎に記載願います。

(注2) 消費税の額を含んだ額で記載してください。

(注3) 事業年度が複数年にわたる場合は、各年度について記載して下さい。

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

6. 事前放流の強化による治水効果

※以下の内容を記載すること。

1) 現在の事前放流による洪水調節可能容量

48 時間：〇〇〇万 m³ (水位：〇m)

72 時間：〇〇〇万 m³ (水位：〇m)

2) 放流施設の整備等実施後の事前放流による洪水調節可能容量

48 時間：〇〇〇万 m³ (水位：〇m)

72 時間：〇〇〇万 m³ (水位：〇m)

3) 上記 1) 及び 2) の算出根拠

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

7. 事業完了後のダムの操作

※事業完了後の事前放流の実施方法について記載すること

※操作規程の反映（変更）の見込みについて記載すること

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

8. 住民避難等に資するためのダム情報提供のための連絡体制

※操作規程等で定められている放流の際の関係機関に対する通知等の連絡体制及び締結した治水協定の4. 情報共有のあり方の内容を記載、または写しを添付すること

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

9. 河川管理者との「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」に基づく治水協定の締結状況

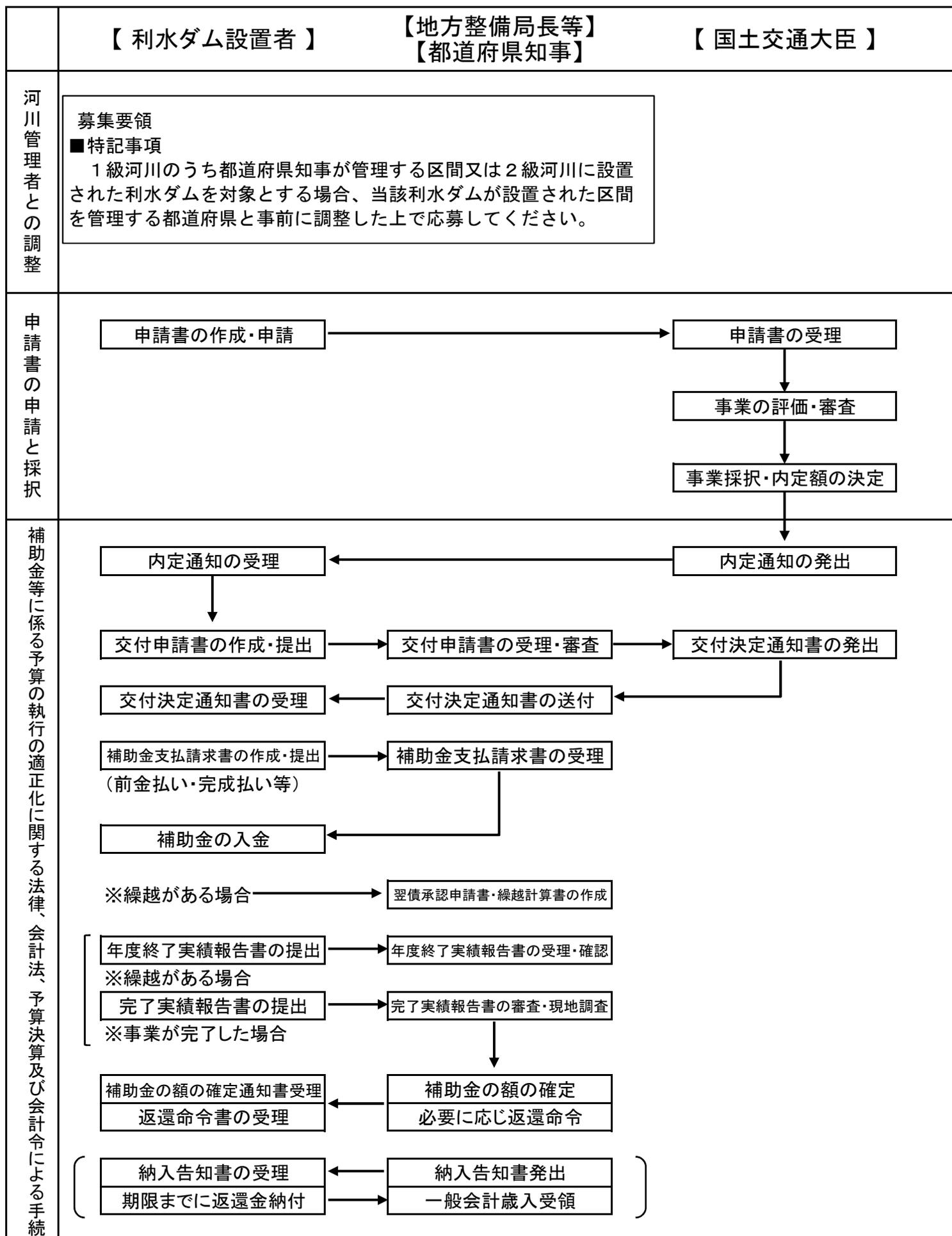
※締結状況を記載すること

※未締結の場合には、締結に向けた調整状況及び締結予定時期を記載すること

10. その他必要と認められる事項

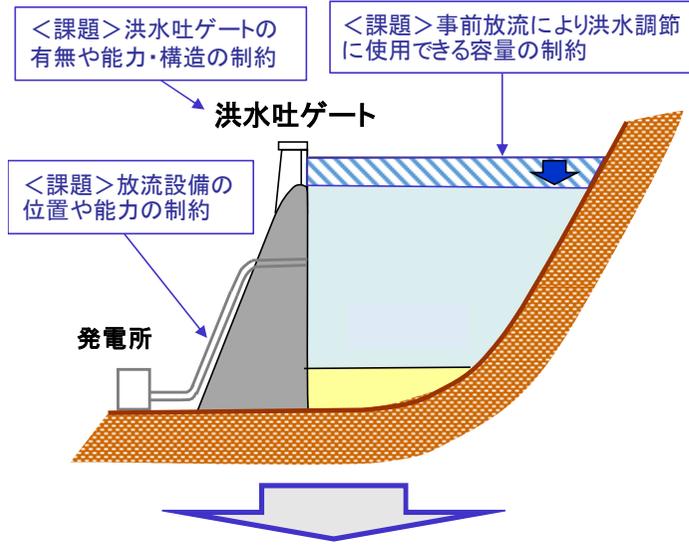
河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
<p>1 1. 補助金にかかわる予算の執行の適正化に関する法律第22条に適する各省庁の承認を受けたことを証する書面</p>					

利水ダム治水機能施設整備費補助 実施フロー

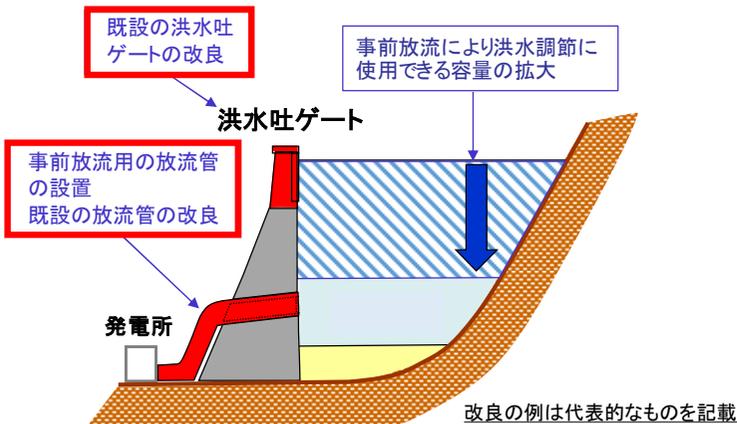


・利水ダム治水機能施設補助交付要綱に関わる提出様式⑧提出先は、国管理区間に設置された利水ダムの場合は地方整備局等、都道府県管理区間に設置された利水ダムの場合は、都道府県となります。事業採択時に国土交通本省よりご案内します。

国土交通省では、利水ダムが事前放流を行うにあたり、放流施設の整備等（放流管の増設、洪水吐ゲートの改良等）が必要となる場合において、その費用の一部を補助します。



既存施設の改良等に要する費用の一部を補助



改良の例は代表的なものを記載

【対象事業】

一級河川又は二級河川の利水ダムであって、利水ダム設置者が放流施設の整備等を行うことで、事前放流の強化による一定の治水効果が見込まれる事業を対象とします。

※ただし、一定の治水効果の見込みや、事業完了後のダムの操作が適切に実施される見込みであること等について、評価・審査を行います。

【補助対象事業者】

利水ダム設置者※（民間事業者、地方公共団体、公営企業局等）を対象とします。

※利水ダム設置者とは、河川法第二十六条第一項の許可を受けてダムを築造した者で、河川法第三十三条の規定によりその地位を継承した者も含む。

【補助対象経費】

放流施設等の整備のための本工事費並びに測量設計費、用地費及補償費のうち、国土交通省が認める費用とします。

【補助率】

補助対象経費の1/2以内とします。

ただし、都道府県知事が管理する区間に設置された利水ダムの場合、当該区間を管理する都道府県知事が費用の一部を負担するものとします。

【事業採択手続き】

事業内容の評価・審査を行い、事業採択の可否を決定し事業主体に対し書面により通知します。複数年にわたる事業は、各年度の計画を作成することで応募可能です。

※予算の範囲内での事業採択となります

- 利水ダムの事前放流を推進するため、利水ダム管理者による事前放流強化に資する放流施設の整備等を支援する補助事業を実施。
- 相模川水系相模川に設置された相模ダム（神奈川県企業庁管理）において、既設放流設備の改造等を支援し事前放流の強化を図る。

事業内容



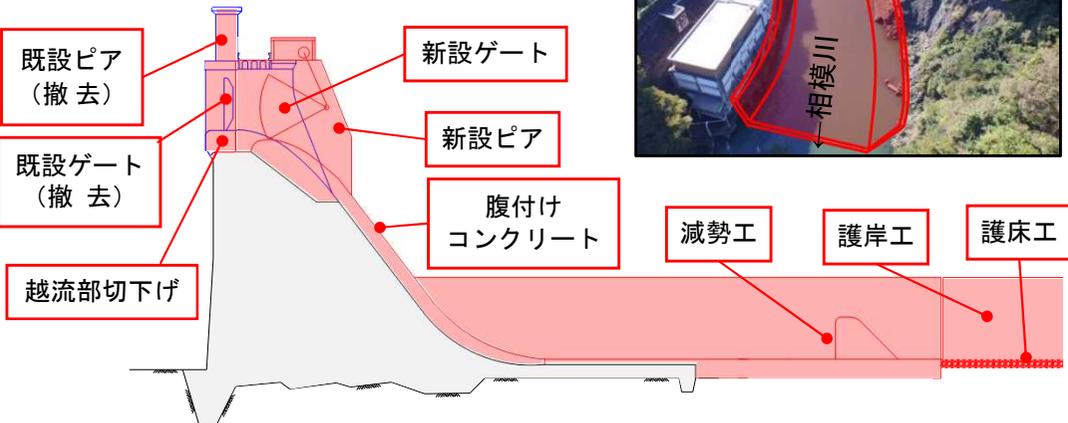
ダム名	相模ダム
河川名	(一級)相模川水系相模川
目的	水道用水、工業用水、発電
形式	重力式コンクリート
堤高	58.4m
竣工	1947年(昭和22年)
管理者	神奈川県企業庁

事業内容

老朽化した既存設備の改造のうち、事前放流の強化に係る放流設備の改造等



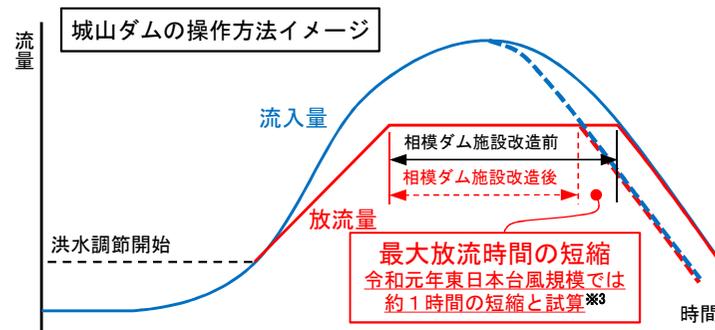
相模ダム



効果

	施設改造前	施設改造後
放流設備		
放流能力(常時満水位)	3,240 m ³ /s	4,000 m ³ /s ※1 (+760 m ³ /s)
事前放流(72h)による洪水調節可能容量	2,799 万m ³	3,103 万m ³ ※1 (+304 万m ³)

相模ダムにおける事前放流の強化により新たに生み出される洪水調節可能容量を活用することで、下流に位置する城山ダムにおける**最大放流量の継続時間を短縮し下流リスクを低減**※2。



※1 現在執行中の実施設計により変更となる可能性あり。
 ※2 城山ダムでは、令和元年東日本台風により異常洪水時防災操作へ移行したことを機に同規模の洪水に対して特例操作を行うことで緊急放流を回避するよう、ダム操作方法を見直し済み。
 ※3 他の洪水及び今後予定している操作規程の改訂内容においては効果が異なる可能性あり。